「第3期大阪府地域福祉支援計画（案）」に対するご意見等と大阪府の考え方について

◇募集期間； 平成27年1月30日（金曜日）から平成27年3月2日（月曜日）まで

◇募集方法； 電子申請、郵送、ファクシミリ

◇提出人数・意見数； 8人・24件

◇ご意見等と大阪府の考え方について；

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **No** | **ご意見等の概要** | **大阪府の考え方** |
| **全体に係るご意見** |
| 1 | ●第1期・第2期計画で掲げた理念を受け継ぎつつ、生活困窮者の増加や東日本大震災等大規模災害への対応など、新たな課題に対する取組みを進めようとしており、充実した内容の計画になっていると思う。●地域福祉の担い手不足解消、災害時要援護者対応、権利擁護支援の充実等、地域福祉について取り組むべき課題は多いが、それらが網羅された上、数値目標の設定や取組みの具体的記載等、シンプルでとても分かりやすい計画であると思う。●第1期・第2期計画よりもグレードアップしているすばらしい計画であると思う。いろいろ課題はあるが、本計画が大阪の地域福祉推進のよりどころとなるよう期待している。 | ●本計画は、急速に進展する少子高齢化などの社会・経済・雇用の構造的な変化を背景に、複雑・多様化している今日的課題へ柔軟かつ機敏に対応できるよう、一層の公民協働と要援護者に対する総合的な支援体制の構築により、広域的・専門的見地から、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組むものです。●今後、毎年、取組み状況のとりまとめ、進捗管理を行い、大阪府地域福祉推進審議会へ報告するとともに、その内容を大阪府ホームページで公表します。PDCAサイクルをしっかりと回し、数値目標を含めて効果検証を行ってまいります。 |
| 2 | ●本計画は高齢・障がい・子どもなどの属性別計画を下支えする理念計画に徹すべき。具体的には、権利擁護の推進で「日常生活自立支援事業の待機者解消」や「市民後見人の養成」などは、高齢者施策や障がい者施策を担当する部署が、属性別計画でしっかりと位置づけ、先頭に立って課題解決に取り組むべき。●「大阪府高齢者計画2015（案）」、「第4期大阪府障がい福祉計画（案）」に権利擁護に係る記載があるが、主体的に取り組んでいくという気迫は感じられない。本計画で個別の取組みを進めれば進めるほど他計画と同じようになってしまい、横断的・総合的な指針としての性格が薄れてしまうように思える。 | ●本計画は、急速に進展する少子高齢化などの社会・経済・雇用の構造的な変化を背景に、複雑・多様化している今日的課題へ柔軟かつ機敏に対応できるよう、一層の公民協働と要援護者に対する総合的な支援体制の構築により、広域的・専門的見地から、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組むものです。●ご指摘の高齢者・障がい者等の分野別計画をはじめ、就労支援・教育・医療施策等との連携強化を図ることにより、社会福祉を目的とする全分野での取組みを促進する横断的・総合的な指針として、具体的取組みを進めてまいります。 |
| 3 | ●地域福祉の向上は、市町村の取組みが何よりも重要だと思う。この計画の趣旨をぜひ、府内市町村に十分周知できるようお願いする。大変良い内容の計画だと思うので。 | ●地域福祉を推進するため、市町村は住民に最も身近な基礎自治体として、地域の福祉・生活課題の把握と実情に沿った施策展開を図る役割を有しています。●今後、あらゆる機会を捉え、府内市町村へ周知・啓発に努めてまいります。 |
| 4 | ●本計画では、要援護者の「福祉需要」と「福祉ニーズ」という単語が出てくる。両者は同じ意味と思われるが。 | ●ご意見については、参考にさせていただきます。 |
| **第1章 地域福祉の理念** |
| **◇地域福祉を推進する各主体の役割（3ページ）** |
| 5 | ●本計画中、国庫補助制度の活用等について言及している点を勘案し、国の役割、国と自治体の役割分担について言及するべきではないか。 | ●本計画は、社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画として、市町村が取り組む地域の実情に沿った施策展開を、都道府県が広域的・専門的見地から支援することを目的に策定するものです。国庫補助制度など、国制度・施策については、地域福祉推進の観点からその拡充を働きかけてまいります。 |
| **第2章 計画策定に向けて** |
| **◇計画の目標（9ページ）** |
| 6 | ●施策の投入量等の数値目標はなされているが、アウトカム指標である、地域福祉の目標数値（例：生活困窮者の数や割合等）について検討するべきではないか。 | ●本計画では、施策の投入量等の数値目標を設定しておりますが、ご指摘の様々な数値・実績値や定性的な評価も検討・考慮しながら、適切な進捗管理に努めてまいります。 |
| 7 | ●「数値目標」は要らないのではないか。施設整備やサービス提供量等が重要な計画もあるが、本計画は「地域が、地域の課題を、地域で解決する」ことをめざしており、地域での「つながり」「絆」が重要。「つながり」や「絆」は数値化できず、無理に「数値目標」を設定したことで本計画のめざすところがぼやけてしまうように思える。 | ●地域福祉のセーフティネットの構築に向けて、地域の「つながり」「絆」を育むことは重要課題であると認識しています。●本計画では、施策の投入量等の数値目標を設定しておりますが、定性的な評価も検討・考慮しながら、適切な進捗管理に努めてまいります。 |
| **第３章 地域福祉の推進方策** |
| **◇地域福祉施策の方向性（10ページ）** |
| 8 | ●ページ構成の都合があると思うが、「地域福祉施策の方向性」と合わせて、「重点取組み」についても一覧にすることで、地域福祉の推進方策の全体をイメージすることが可能となり、見やすいと思う。 | ●「地域福祉を推進する具体的施策」については、4つの「地域福祉施策の方向性」の中で、「重点取組み」を一覧で提示するなど、読みやすい計画づくりに努めているところです。ご意見については、参考にさせていただきます。 |
| **◇地域福祉を推進する具体的施策** |
| **Ⅰ 地域福祉セーフティネットを拡げ、強くする（10ページから22ページ）** |
| 9 | ●CSWが配置されてから数年が経ち、地域に根付いてきているように思う。私の住んでいる街にも数名のCSWが配置されているが、皆さん、頑張っている。●地域福祉を推進する上で、コーディネーター的役割を担う人材は必要であると思われる。財源問題もあるかもしれないが、今後とも継続してほしい。 | ●本計画では、セーフティネットの核であるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置促進に努め、「見守り・発見・つなぎのネットワーク」の強化を図る旨、明記しています。●大阪府では、「地域福祉・子育て支援交付金」の市町村への交付を通じて、地域の実情に沿った施策展開を図る取組み支援を行っています。引き続き、市町村において円滑な事業実施が可能となるよう、予算の確保に努めてまいります。 |
| 10 | ●CSWと医療、教育、高齢者、障がい者、子どもの各種コーディネーター間の相互連携について、横断的アプローチ、切れ目のない支援が理想。しかし、現実的には、複数の領域にまたがる場合、自分の専門領域については関わるが、それ以外については、次の専門職と連携する時点で関わりが疎かになるケースが多くみられる。●自分の領域のスペシフィックなアプローチも大切であるが、全ての福祉専門職にジェネリックソーシャルワーク的視点の重要性を感じる。相互の専門性についての理解を深めるために、事例検討会の開催以外でも相互の専門性を伝えるための勉強会を領域横断し行う必要性を感じる（例：MSWによる傷病手当に係る勉強会）。●地域の専門職が「顔を合わせる、顔の見える」連携を構築し、地域のチームとして実際に機能する連携を構築する必要がある。バトンを渡すだけの切れてしまう支援から伴走型支援への一歩が踏み出せる。●社会福祉士、MSW、PSW協会等福祉専門分野の研修、講座等を活用することも有効ではないか。職域ごとの縦の壁を貫くネットワークを現実にする必要がある。 | ●本計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会づくりのためには、地域密着型のCSWを中心に、SSW、MSW、スマイルサポーター等の各コーディネーターが、その専門性とノウハウを活かし、要援護者の福祉・生活課題の解決のため協働していくことが重要である旨、明記しています。●今後、各コーディネーターの協働体制づくりのための具体的方策について、庁内関係部局や市町村、関係機関とともに検討を進めてまいります。 |
| 11 | ●図表⑤「大阪府の地域福祉のセーフティネット・福祉協働（イメージ）」に、PSWの記述がない。●図表⑥「各コーディネーターの役割・人数等」にあるMSWの説明が実際と大きく違う。 | ●図表⑤では、CSWを中心とした各種コーディネーターの一例を提示しています。ご指摘のPSWにつきましては、医療系ソーシャルワーカーとして記述し、地域の福祉課題・ケースに応じたコーディネーターの協働を図ってまいります。●その他のご意見につきましては、参考にさせていただきます。 |
| 12 | ●福祉職は教育の現場を知る必要がある。教育、福祉の連携。教師とソーシャルワーカーの連携を定期的に図ることができるよう土台作りから始め、情報共有する必要も感じている。 | ●本計画では、各コーディネーターの協働による支援を効果的に推進するため、日頃から関係者間で要援護者に関する情報を共有することが重要である旨、明記しています。●今後、コーディネーター間において、専門情報や支援ノウハウ等の共有を図ることができるよう、CSWとSSW（スクールソーシャルワーカー）による事例研究等の場の拡充を検討してまいります。 |
| 13 | ●就労について、窓口が多様であり、どこにいつ相談するか、その判断が難しい。実際、一人のクライエントに対し、別々の窓口が同時並行で支援を行っていたケースもある。生活を支える基盤として就労支援機関同士が情報共有し、連携することも重要であるが、相談者側に立ち、ワンストップの入り口の明確化を図り、混乱を招かないようにする必要がある。 | ●本計画では、各コーディネーターの協働による支援を効果的に推進するため、日頃から関係者間で要援護者に関する情報を共有することが重要である旨、明記しています。●今後、各コーディネーターの協働体制づくりのための具体的方策については、庁内関係部局や市町村、関係機関とともに検討を進めてまいります。 |
| 14 | ●地域というテーマは幅が広く雲をつかむ感覚のように実感をつかむことが難しい。●個別のケースを経験し、それらを集め、分析していくことで、エビデンスを集め、一定の傾向を把握していくこと、巻き込んでいく、そして共に考え、いかにすればいいか、悩んでいくことこそ、現在、求められると考える。 | ●本計画は、高齢者・障がい者、子ども等の分野別計画や就労支援・教育・医療施策等との連携強化を図ることにより、社会福祉を目的とする全分野での取組みを促進する横断的・総合的な指針として、地域福祉のセーフティネット構築等を定めるものです。●今後、CSWや民生委員・児童委員をはじめ、コーディネーター間において専門情報や支援ノウハウ等の共有を図ることができるよう、事例研究等のワークショップ開催等を検討してまいります。 |
| 15 | ●高い生活保護率が生活困窮者を生み出す要因という趣旨の一文があるが、両者の原因と結果の関係は逆ではないか（生活困窮者が多い結果として、保護率が高くなるのではないか）。 | ●生活困窮者を生み出す要因は、生活保護世帯の増加やその他就労・教育環境等が相俟って、複合的に存在しているものと考えています。ご意見につきましては、参考にさせていただきます。 |
| 16 | ●図表⑨「大阪府域におけるこれまでの取組み（実績）」に「施設に常駐するCSW」という文言があるが、補足説明があった方がよいのではないか。 | ●ご指摘の「施設に常駐するCSW」の補足説明について、参考にさせていただきます。 |
| 17 | ●大阪方式の生活困窮者自立支援システムの構築について、「大阪方式」（一気通貫）との記載があるが、具体的にどのような取組みをもって「大阪方式」というのかが見えにくい。アピールするためにも、より分かりやすく説明した方がよいと感じる。 | ●本計画では、「大阪方式」について、大阪の就労環境等の実情を踏まえ、社会福祉法人や市町村等の地域福祉の各主体の連携により、“自立相談支援から職業的自立まで一気通貫”に取り組む生活困窮者自立支援システムの構築である旨、明記しています。●今後、地域福祉の担い手である多様な主体に対し周知・啓発に努めるとともに、具体的な取組み方策について、これら主体と連携を図りつつ、検討を進めてまいります。 |
| **Ⅱ 地域福祉を担う多様な人づくりをすすめる（23ページから28ページ）** |
| 18 | ●民生委員・児童委員による都市部の大規模マンション入居者への対応についての記述があるが、今後の委員活動への影響がかなり大きい課題であり、具体的な解決方策等の検討については、特に積極的に取り組んでほしい。 | ●本計画に基づき、ご指摘の民生委員・児童委員による都市部の大規模マンション入居者への対応など、都市的な居住環境・ライフスタイルに伴って生じる支援活動の制約要因や課題を整理し、その解決方策等について検討を進めてまいります。 |
| 19 | ●民生委員・児童委員は、住民に最も身近な支援者として、福祉活動の最前線を担っている。●しかしながら、近年、仕事の負担感や責任感からか、後継者がなかなか見つけにくくなっている。これは私の地域のことだけではないように思うので、広域的な観点から市町村と連携しながら、新たな人の確保についても一層の支援、方策を検討してほしい。 | ●本計画では、ご指摘の新たな担い手を確保することが課題である旨、明記しています。●今後、民生委員・児童委員がさらに活動しやすい環境整備に向け、市町村と連携を図りながら、その役割や活動内容の積極的なPRを行うなど、広報・啓発を進めるとともに、若い世代等、新たな担い手確保に努めます。 |
| 20 | ●民生委員・児童委員は地域住民でもあり「顔の見える、ちかくにいる」支援者である。だからこそ、迅速な対応ができ、多くの成果をあげていると感じている。しかし、相談内容の多様化、複雑化等により、地域の民生委員会等では「相談していいか迷った」等の意見や質問等が聞かれた。 | ●本計画では、ご指摘の新たな担い手を確保することが課題である旨、明記しています。●今後、民生委員・児童委員がさらに活動しやすい環境整備に向け、市町村と連携を図りながら、その役割や活動内容の積極的なPRを行うなど、広報・啓発を進めるとともに、若い世代等、新たな担い手確保に努めます。 |
| 21 | ●「地域福祉を担う人づくりをすすめる」は、重要かつ緊急の課題だと思う。その中で「多様なボランティアの参加促進・機会創出」が掲げられている点は良いと思う。●地域福祉のため、日々、尽力されている民生委員・児童委員の方々に対して本当に頭が下がる。ただ、都市化、核家族化が進む中、各地域における住民構成や世帯構造は一昔前とは比較にならないほど、大きく変化している。委員の方も、地域の他の役員を引き受けたり、あらゆる地域行事にこまめに出席し、出来る限り、地域の実情の把握に努めているが、なかなか苦労しているという話を聞く。例えば、一人で悩んでいる母子家庭の若い母（そもそも地域との関わりを持たない、持てない方も多い）等の実情を把握することは大変難しいと思う。●NPO法人等は、様々な課題に対する多様なノウハウをもっており、最近ではビジネスとして高齢者の見守り等を行っている事例もある。今後は、NPO法人やボランティア団体等も地域福祉の重要な担い手として、その存在や活動を地域で困っている方々に対し、幅広く知らせていければよいのではないかと思う。●最近では、ヤマト運輸が宅急便を通じた高齢者の見守りサービスを実施。また、セブン―イレブンは、元気シニアが配送員となって高齢者宅まで500円弁当を届け、話し相手にもなるサービスを開始し、ビジネスとして成功している例もある（元気シニアの雇用創出につながる）。こうした企業による活動も、価値観が一層多様化するこれからの時代の新たな地域福祉の担い手としてポジティブに捉えていく視点が必要ではないかと思う。 | ●本計画では、基本視点として、地域住民はもとより、民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、民間企業など、“多様な主体の参画とパートナーシップによる、地域ぐるみの多彩な福祉活動（＝福祉協働）”の推進を掲げています。●今後、多様化する福祉ニーズに応えるため、ご指摘のNPO法人や民間企業等をはじめ、多様な主体との連携のもと、地域社会の狭間にある課題を的確に発見、解消する仕組みづくり等を検討してまいります。 |
| **Ⅲ 地域の生活と福祉を支える基盤を強化する（29ページから40ページ）** |
| 22 | ●市町村社会福祉協議会は地域福祉充実に向けて重要な役割を果たすべき存在だが、その力量には差があると思われる。市町村社会福祉協議会の強化の必要性やそのための方策（方向性等）を少しでも盛り込むことはできないか。 | ●市町村社会福祉協議会は、地域住民と連携のもと、地域課題の把握と解決に取り組む、重要な役割を果たす主体であると認識しています。●本計画では、「社会福祉協議会に対する活動支援」として、市町村社会福祉協議会の取組みについて明記し、大阪府社会福祉協議会や市町村とともにその活動を支援してまいります。 |
| **Ⅳ 市町村の自主性・創造性を育み、その取組みを積極的にサポートする（40ページから41ページ）** |
| 23 | ●本文中に、「市町村の自主性・創造性を育む」府の取組みが見当たらない。タイトルと一致していないようなので、タイトルを変えることが適当と感じる。 | ●本計画では、市町村の自主性・創造性を活かした先進的な施策展開や市町村地域福祉計画に掲げる目標達成に向けた施策効果の高い取組みについて、大阪府地域福祉・子育て支援交付金の効果的な活用に努める旨、明記しています。●引き続き、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った取組みを円滑に進めることができるよう、その環境整備に取り組んでまいります。 |
| **第4章 計画の推進に向けて** |
| **◇計画の推進体制（42ページ）** |
| 24 | ●施策が多様かつ複雑であるため、利用者あるいは支援者（団体等）に対して、わかりやすく広報する取組みが必要ではないか。 | ●ご指摘のとおり、市町村をはじめ、地域福祉を取り巻く多様な主体に対し、本計画の周知・PRに努めてまいります。 |